

折り紙から検出された着色料(違反)

折り紙から着色料が溶出しました。食品衛生法のおもちゃの製造基準では 40℃の水に 10 分間浸したときに食品衛生法で認められた以外の着色料(蛍光染料も含まれます)が溶出してはいけなくなっています。

着色料が溶出したのはキャラクターの千代紙で2メーカーの計5検体でした。違反の内容は表のとおりです。

検査の結果、No.1, 4, 5の溶出液には着色が認められ、No. 1, 2, 3からは蛍光染料が検出されました。



表 違反の内容

No.	検査結果		製造業者
	溶出液の着色	蛍光染料	
1	(+)※	(+)	A
2	(-)	(+)	A
3	(-)	(+)	A
4	(+)※	(-)	B
5	(+)※	(-)	B

※着色料の種類は特定できなかった。

溶出液の着色は食品衛生法で使用が認められている化学合成品の着色料(12色素)によるものではありませんでした。更に使用が認められていない化学合成品の着色料のうち14色素について確認しましたが、これらには該当せず着色料の種類は特定できませんでした。(なお、天然の着色料については検査を実施していません。)

今回の検査結果を受け、蛍光染料が溶出した千代紙の製造業者Aは対象商品の自主回収を実施しました。また、製造業者Bは食品に使ってはいけない色素を使用したことを認め、対象商品及び同じ着色料を使用していた商品について自主回収を実施しました。

食品衛生法では乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがある「おもちゃ」について規格基準を設けています。これに該当する「おもちゃ」とは、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ(おしゃぶり等)、折り紙、つみき、がらがら、人形、ブロックがん具等です。

乳幼児は何でも口に入れて遊びます。乳幼児にとっておもちゃは食品と同じように口に入ってくる可能性が高いものです。乳幼児の健康を守るためにはおもちゃの衛生には充分配慮する必要があります。

<関係法令等>

食品衛生法第 62 条(おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定)

食品衛生法施行規則第 25 条(健康上有害なおもちゃの指定)

食品、添加物等の規格基準 第4 おもちゃ B おもちゃの製造基準

S46.5.8 環食第 244 号(蛍光物質を使用した器具または容器包装の検査法について)